

平内町会計年度任用職員(介護保険要介護認定調査員)

1. 募集の概要

職 種	介護保険要介護認定調査員
身 分	平内町会計年度任用職員(パートタイム)
職 務 内 容	介護保険要介護認定調査に係る業務及び訪問調査業務 (被保険者宅等への日程調整連絡、訪問調査、調査票作成等)
必 要 資 格	・介護支援専門員、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を有する者。または、介護職員初任者研修を修了し、介護職員として1年以上の経験を有する者。 ・普通自動車運転免許(AT限定可)を有する者。
採 用 予 定 人 数	1名

2. 勤務条件

任 用 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
勤 務 場 所	平内町役場福祉介護課(青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63)
勤 務 日	1週間当たり5日勤務(月曜日から金曜日) ※ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌1月3日までは休み)
勤 務 時 間	8時15分から17時までのうち6時間45分(12時から13時は休憩時間)
時 間 外 勤 務 休 日 勤 務	特別な場合のみ(被保険者及びその家族等の都合により時間外に認定調査を行わなければならない場合等に限る)
報 酬	月額6,062円～(町で定める規則の規定による)
諸 手 当	期末手当、通勤手当に相当する費用弁償の支給あり
休 暇	年次有給休暇、各種特別休暇の制度あり
社 会 保 険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用あり
災 害 補 償	適用あり
服 務	地方公務員法の服務に関する規定(信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等)が適用され、懲戒処分等の対象にもなる。 ※営利企業への従事の制限は適用されないが、従事する場合は事前に届出が必要。なお、原則として1日当たり通算して8時間を超えない場合、かつ1週間当たり40時間を超えない場合に限り認めるものとする。

担 当 課 申 込 書 提 出 先	〒039-3393 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63 平内町役場福祉介護課介護保険係 (017-755-2114)
-------------------	--